平成２５年（フ）第６０２号
千葉県船橋市北本町１丁目２番14―101号
破産者　森田ちえ子
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６０５号
千葉県長生郡一宮町東浪見7525―７―003、住民票上の住所千葉県習志野市大久保１丁目28番14―302号
破産者　野田正二郎
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６０６号
千葉県船橋市浜町２丁目１番１号
破産者　有限会社フィール
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３７号
川崎市宮前区土橋４丁目12番地６号
破産者　株式会社モジュールホーム
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
富山市東福沢130番地
破産者　大山開発株式会社
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５６号
静岡市葵区鷹匠２丁目20番７号
破産者　有限会社大塚建設
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５５号
愛知県瀬戸市瘤木町20番地の３
破産者　有限会社マルナカ
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３０号
兵庫県川西市加茂６丁目120番地１
破産者　株式会社交栄
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０号
松江市宍道町白石719番地３
破産者　森山　栄次
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２号
北海道名寄市西３条南６丁目２番地
破産者　有限会社大丸生鮮ストアー
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３００号
東京都調布市深大寺元町３丁目37番地16サンハイツ深大寺203
破産者　齊藤　清則
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７１号
東京都東村山市栄町１丁目６番地２
破産者　株式会社ＨｅＡＴ　ＳＨＡＲＥ
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７２号
東京都東村山市栄町１丁目６番地１リシェス久米川308
破産者　渡辺　　健
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８１号
神奈川県小田原市城山４丁目24番13号
破産者　株式会社田島商店
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７４号
山梨県南都留郡忍野村内野1756番１
破産者　有限会社堀内計装
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
名古屋市中区丸の内１丁目７番６号
破産者　有限会社ビーンズ
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４９２号
静岡県熱海市上宿町８番７号、前住所静岡県熱海市梅園町1219番地の11
破産者　有限会社木村電気商会
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
静岡県富士宮市舞々木町939番地
破産者　昭和建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２５９号
愛知県豊橋市大山町字下青尻13番地の１
破産者　株式会社Ｐ＆Ｗ
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５７８号
最後の住所京都市中京区西ノ京左馬寮町20番地２
破産者　亡竹内俊介相続財産
1　決定年月日　平成25年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１３１号
札幌市東区北22条東18丁目１番７―202号
破産者　吉田喜美子
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８号
盛岡市神子田町19番41号　スターハウス101号、旧住所札幌市中央区南７条西７丁目３番地１　第88松井ビル510号
破産者　横山　栄治
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部